

2008 年度モデル事業 Q & A

2008 年 7 月 11 日

パルシステム生活協同組合連合会

セカンドリーグ準備室 吉村

Q 1. モデル事業成果物、特許契約などの権利についてはどちらに帰属するのか。
A 1. 原則としてモデル事業実施団体に帰属する。ただし、今回のモデル事業の成果は、他の地域でコミュニティビジネス（以下CB）普及のために公表させていただくことが応募要件となっている。
Q 2. 支援金の使い方、業務上の意思決定がモデル事業団体側にあるのならば、パルシステム連合会セカンドリーグ準備室とモデル事業団体との関係は、『業務委託』関係か、『ビジネスパートナー』か。
A 2. セカンドリーグ準備室からモデル事業推進団体への業務委託契約関係とする。契約書は 9 月中をめどにして締結する。
Q 3. セカンドリーグはモデル事業団体に何を支援するのか。
A 3. 応募要綱 3 参照
Q 4. 今回のモデル事業は共同実施なのか、支援先のアイデアを尊重するのか。
A 4. 支援先の新しいアイデアを尊重するが、必要と要望に応じて NPO 等の現場支援を事務局主体で行う。
Q 5. 選考に際して、モデル団体の事業全体を支援し評価するのか、新規のモデル事業のみに絞って支援するのか。
A 5. モデル事業応募申込書において設定された事業課題によって判断する。支援対象は、新規のモデル事業の他、既存事業体の経営改革、地域の他団体との連携協働によるコミュニティづくりなども支援対象の範囲とする。
Q 6. 選考の評価基準は何か。評価は公開するか。
A 6. モデル事業を選考する際は、選考基準に基づいて書類選考と面談選考を行う。選考基準は応募要綱 5 の 2) 参照。なお、モデル事業実施後、成果測定も行う。選考結果の評価内容は公表しない。
Q 7. モデル事業の他の地域への普及はどうするのか。誰が、どのように行うのか。
A 7. モデル事業体のリーダーの方に、当会あるいは他団体の成果事例報告会等で報告をいただいたり、CB 支援マニュアルの作成に協力していただくことを通し、事業成果を広く公表し、他の CB の活性化を促す。
Q 8. 毎月の事業報告はどこまで求めるのか。
A 8. 「月次報告（事業活動報告と収支計算書）を提出し、中間報告会、成果報告会に参加することとしている。詳細の収支報告書はモデル事業実施期間終了後で良いが、毎月の進捗状況を双方で確認しあうために翌月の 10 日までに定型の報告書を提出していただく。
Q 9. 期間内に事業計画が達成されなかった場合はどうなるのか。
A 9. 事務局としては、原則として成果報告会までに自他共に成果を確認できるまで支援を継続する。
Q 10. NPO 法人ではない場合、応募できないか。
A 10. 応募要件を備えていれば、法人格の種類は問いません。

★お問合せ等は下記の事務局までお寄せください。

パルシステム生活協同組合連合会 セカンドリーグ準備室 吉村・松浦

Eメールアドレス：machi-jigyuu@pal.or.jp / TEL：03-5976-6246/FAX：03-3947-5364セカンドリーグWEB：<http://secondleague.net/>